

## 随意契約理由書

### 工事名称 堺泉北港 堺3区 堺10号上屋外燻蒸設備補修工事

大浜埠頭の特殊上屋においては、輸入青果物等に対し植物防疫法に基づき燻蒸処理を行っています。堺10号上屋及び堺14号上屋においては燻蒸の際、猛毒であるシアンガスを使用しており、ガスの発生から排出までの過程において、ガスの流出等による人的被害が発生しないよう施設の機能を適正に維持し、安全かつ確実な燻蒸操作を行っていく必要があります。

今回の工事は、安全な燻蒸処理の実施ため不具合箇所の設備を補修するものです。当該設備の補修にあたっては、燻蒸処理システム全体及び各機器の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要であることから、その補修・調整には、燻蒸処理メーカーのみが有する固有の技術能力やシステム情報が求められます。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該燻蒸設備の設計、製作、据付を行った日立プラント建設株式会社から当該事業を継承した株式会社日立プラントサービス関西支店以外にいないことから、同社より見積もりを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、株式会社日立プラントサービス関西支店でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。